

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: right;">2022年6月1日</p> <p style="text-align: center;">岡 三 の 証 券 総 合 取 引 約 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 証 券 総 合 取 引</p> <p>第 3 条 申 込 方 法 等</p> <p>(1) お客様は、<u>当社所定の手続きにより申込みものとし、当社が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。</u></p> <p>第 4 条 届 出 事 項</p> <p>お客様は、<u>証券総合取引の申込時などに氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 証 券 総 合 口 座 サ ー ビ ス の 利 用</p> <p>第 2 条 本 口 座 の 利 用</p> <p>お客様は、<u>当社所定の手続きにより申込みものとし、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 日 本 M R F (マネー・リザーブ・ファンド) の 契 約</p> <p>第 2 条 申 込 方 法</p> <p>(1) <u>お客様は、当社所定の手続きによりこの契約を申込みものとし、</u></p>	<p style="text-align: right;">2022年1月4日</p> <p style="text-align: center;">岡 三 の 証 券 総 合 取 引 約 款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 証 券 総 合 取 引</p> <p>第 3 条 申 込 方 法 等</p> <p>(1) お客様は、<u>所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印(お届け印によります。)し、これを当社の本・支店又は営業所に提出することによって、証券総合取引を申込みものとし、当社が、承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。</u></p> <p>第 4 条 総 合 届 出 印 鑑</p> <p>お客様は<u>証券総合取引開始時に「お届け印鑑」を届出いただきます。ただし、すでにその届出がされている場合には、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 証 券 総 合 口 座 サ ー ビ ス の 利 用</p> <p>第 2 条 本 口 座 の 利 用</p> <p>お客様は<u>所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届け印捺印のうえ申込み、当社が承諾した場合に本口座を利用できます。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 日 本 M R F (マネー・リザーブ・ファンド) の 契 約</p> <p>第 2 条 申 込 方 法</p> <p>(1) <u>お客様は所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当社の本・支店又は営業所(以下「取扱店」といいます。)に提出することによって契約を申込みものとし、</u></p>

(2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MRF累積投資口座を開設します。

第5章 株式等振替決済取引

第4条 当社への届出事項

(1) 当社所定の手続き時にお申込みされた氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名及び押なつされた印影、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第10章 投資信託の累積投資取引

第8条 キャッシング（即日引出）

(1) (現行どおり)
(2) 上記(1)のお申込みは、当社所定の手続きにより行うものとし、申込者にその金銭をお引渡しします。

第11章 岡三の投信積立プラン及びミリオン (従業員積立投資プラン)の契約

第2条 申込方法

お客様は当社所定の手続きにより申込みものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。

第15章 雑則

第2条 届出事項の変更等

(1) お届出事項に変更が生じた場合は、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の手続きにより届け出ていただきます。この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

(2) 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様の日本MRF累積投資口座を開設します。なお、証券総合取引申込書により当社に届出されている印影をもって、当社への届出印とします。

第5章 株式等振替決済取引

第4条 当社への届出事項

(1) 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第10章 投資信託の累積投資取引

第8条 キャッシング（即日引出）

(1) (省 略)
(2) 上記(1)のお申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押なつされた所定の受領書と引換えに、取扱店においてお客様に金銭をお引渡しします。

第11章 岡三の投信積立プラン及びミリオン (従業員積立投資プラン)の契約

第2条 申込方法

お客様は所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届出印捺印のうえ申込み、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。

第15章 雑則

第2条 届出事項の変更等

(1) お届出事項に変更が生じた場合 (印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)は、その旨を当社にお申出のうえ、所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつしてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出又は

- (2)～(4) (現行どおり)
- (5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の氏名又は名称・住所・印影・共通番号等をもって届出の氏名又は名称・住所・印鑑・共通番号等とします。

外国証券取引口座約款

第4章 雑則

届出事項

第24条の2 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)及び共通番号等を当社所定の手続きにより当社に届け出るものとします。

株式累積投資口座約款

申込方法

第2条 申込者は、当社所定の手続きにより申込みものとし、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。

2 この契約が締結されたときは、当社は、直ちに株式累積投資口座(以下「口座」といいます。)を設けます。

金銭の払込み

第3条

1～3 (現行どおり)

4 払込金が申込者の給与等から控除した金銭である場合は、申込者の事業主と当社の本・支店及び営業所(「以下「扱店」といいます。))との間における「株式累積投資の事務の取扱いに関する覚書」に基づいて、事業主が扱店に払込みます。

以 上

「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- (2)～(4) (省 略)
- (5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・共通番号等をもって届出の印鑑・住所・氏名・共通番号等とします。

外国証券取引口座約款

第4章 雑則

届出事項

第24条の2 申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

株式累積投資口座約款

申込方法

第2条 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名・捺印し、これを当社の本・支店及び営業所(以下「扱店」といいます。)に提出することによってこの契約を申込みものとしたします。

2 この契約が締結されたときは、当社は、直ちに株式累積投資口座(以下「口座」といいます。)を設けます。なお、当社にお届出印鑑として届出されている印影をもって当社への届出印といたします。

金銭の払込み

第3条

1～3 (省 略)

4 払込金が申込者の給与等から控除した金銭である場合は、申込者の事業主と当社の扱店との間における「株式累積投資の事務の取扱いに関する覚書」に基づいて、事業主が扱店に払込みます。

以 上